

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 逐条解説 新旧対照表

該当頁	変更箇所	改定後	現 行
36	規則第 26 条 【解説】 6	<p>6 第 6 号は、知事が特に認めた場合に協議を不要とするものであって、次に掲げるような特段の事情があるものに限られる。</p> <p>(1) 大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>(2) 法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第 1 号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p> <p>(3) 既に条例第31条第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>(4) 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。</p>	<p>6 第 6 号は、知事が特に認めた場合に協議を不要とするものであって、次に掲げるような特段の事情があるものに限られる。</p> <p>(1) 大規模災害等の発生時等、大量の廃棄物について特に迅速な処理を行う必要があり、処理施設の設置・変更が速やかになされなければかえって生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると知事が認めるとき。</p> <p>(2) 法改正があった場合や、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理しようとする場合などで、実質的な業務内容（扱う廃棄物の性状並びに廃棄物処理施設であればその設置の場所、種類、処理能力、位置及び構造）は変更せずに、条例第31条の第 1 号から第12号まで及び第16号から第19号までの申請をしようとするとき（生活環境への負荷を増大させることとならないものと認められるときに限る。）。</p> <p>(3) 設置について法第 8 条又は法第15条に規定する知事の許可を要する施設で、次のいずれにも該当するとき。</p> <p>ア 新設しようとする施設が、既存の同種の許可施設の廃止に伴い設置するものであること。</p> <p>イ 新設しようとする施設の処理能力が、廃止する施設の処理能力以下であること。ただし、一般廃棄物処理施設であって法施行令第 7 条各号に規定する産業廃棄物処理施設と同種ではない施設（堆肥化施設を除く。）の処理能力は、廃止する施設の処理能力に比して10%以上増加しないこと。</p> <p>ウ 新設しようとする施設によって生じる生活環境への負荷が、廃止する施設に比して増大しないと知事が認めるものであること。</p> <p>(4) 既に条例第31条第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号、第13号、第14号、第16号及び第17号の許可又は指定を受けている個人事業者が、法人化する場合であってそれら各号の許可申請をしようとするとき。</p> <p>(5) 既に条例第31条の事業計画協議を開始している者が、法人化や合併などをした場合であって、事業計画に変更が生じないとき。</p> <p>なお、(3) を理由に事業計画協議を行わない場合にあつては、事前確認手続において「説明会の開催に係る書類」を提出すべきものとしているので留意されたい。</p>